

## 救急の日&amp;救急医療週間

## 1 毎年9月9日は救急の日

- ・「きゅうきゅう」の語呂合わせに由来して、9月9日は「救急の日」に制定されています。
- ・「救急の日」は救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。

## 2 救急医療週間

- ・令和5年9月3日～9月9日



## 救急車の適正利用に御協力をお願い致します!

令和4年中の川崎市内の救急出場件数は84,776件で、前年に比べ14,893件増加し、過去最多の出場件数となりました。

一日平均232.3件で約6分12秒に1件の割合で救急出場したことになります。

なお、救急搬送された方のうち入院を必要としない「軽症者」は34,307人です。

緊急性のある患者さんのもとへ少しでも早く到着し、一人でも多くの方の命を救うために、今一度、救急車の適正な利用について、御理解と御協力をお願い致します。

<不適切な救急車の要請の例>

- ・遠方で一人暮らしの家族の面倒がみられないため、心配だから入院させてほしい
- ・今日通院の予約が入っているから
- ・歩けるが、どこの病院に行ったら良いかわからない

川崎市ホームページには『川崎市救急受診ガイド』が掲載されています。「病院を受診した方がいいか?」「救急車を呼んだ方がいいか?」などと迷ったときは、ぜひ御利用ください。

## 川崎市救急医療情報センター

川崎市救急医療情報センターでは、24時間体制で医療機関を紹介（新型コロナウイルス検査についての御案内はしておりません。）しているほか、医療機関への交通手段がない場合にタクシーや民間救急車を案内する「サポート救急」という制度もありますので、こちらも御活用ください。



川崎市救急医療情報センター（電話番号が変更になりました）

044-739-1919（オペレーターによる案内）

044-739-3399（コンピュータの音声ガイダンス）

※電話番号のお掛け間違いに御注意ください。

※タクシーや民間救急車の利用は有料になります。

※緊急性のある場合は、速やかに119番で救急車を要請してください。

掲載されている記事についてのお問い合わせ

川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119